

佐賀県スポーツイベント開催支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 スポーツイベントの誘致を促進し、本県のスポーツの推進、地域の活性化、情報発信に資するため、その主催者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その交付については、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 この補助金の交付対象となるスポーツ大会、試合などのイベント（以下「補助対象事業」という）は、次に掲げる各号の要件を全て満たすもののうち、知事が特に認めるものとする。

- (1) 新たに県内で実施されるイベントで、次のいずれかに該当すること
 - ア 別表1に掲げるような、世界又は国内トップレベルのイベント
 - イ アに準じるもので、一般やメディアの関心が非常に高く、多くの県民がスポーツに親しむ契機となることや佐賀県の情報発信への効果が期待できるイベント
 - ウ 佐賀県が誘致したイベント
 - (2) 関係者による県内宿泊施設への宿泊が延べ250泊以上又は観客動員見込みが次のとおりであること

屋外イベント	5,000人以上
屋内イベント	1,000人以上
 - (3) 政治的又は宗教的活動ではないこと
- 2 補助事業が複数年度にわたる場合の補助金交付年度は、当該イベントの最終日が属する年度とする。
- 3 補助事業を複数年継続して実施し補助を受けようとする場合は、3年間（3回）を限度として補助する。

(補助事業者)

第3条 補助の対象となる団体等（以下「補助事業者」という。）は、前条に定める補助対象事業を主催する者とする。

- 2 前項の補助事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。
- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目

的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 第1項の補助事業者は、前項の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(補助金の交付申請)

第4条 補助事業者は、補助事業を実施する30日前(5月1日以前に事業を実施する場合は4月1日)までに補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 事業実施計画書(別紙1)

(2) 誓約書(別紙2)

(3) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額チェックシート(別紙3)

(4) 団体等の規程・定款等

(5) 補助対象事業の概要資料及び前回開催時の概要資料等

(6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 補助事業者が前項の補助金を申請しようとするときは、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律(平成6年法律第109号)及び地方消費税法等の一部を改正する法律(平成6年法律第111号)の規定により仕入に係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかである場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第5条 知事は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付決定を行い、その旨を補助事業者に通知する。

2 知事は、前項において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付申請に係る事項につき修正を加えて交付決定をすることができる。

3 前条第1項に規定する補助金の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金の交付決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(補助金の交付の条件)

第6条 知事が、規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げる

とおりとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
 - (2) 補助事業等に要する経費の配分の変更又は補助事業等の内容を変更する場合は、知事の承認を受けること。ただし、補助金額に変更がなく、補助事業に要する経費間の 20 パーセント以内の金額の変更については、この限りでない。
 - (3) 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、別紙（「佐賀県ローカル発注促進要領」（平成 27 年 10 月 2 日付け商第 481 号））のとおり県内企業と契約するように努めること。
 - (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
 - (5) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
 - (6) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後 5 年間保管すること。
 - (7) 補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除額が確定した場合には、速やかに知事に報告し、仕入税額控除額の全部又は一部を返還しなければならないこと。
- 2 前項第 2 号の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第 2 号のとおりとする。
- 3 第 1 項第 4 号の規定により、知事に中止又は廃止の承認を受けようとする場合の承認申請書は、様式第 3 号のとおりとする。

（補助対象経費、補助率及び補助上限額）

- 第 7 条 この補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という）及びこれに対する補助率は別表 2 のとおりとする。
- 2 補助上限額は、国際スポーツイベントについては 500 万円、国内スポーツイベントについては 250 万円を上限とする。
- 3 県、市町又はその他の団体から補助等を受けている経費については補助対象としない。なお、その補助等が定額補助である場合は、その額を補助額から差し引くものとする。

（実績報告）

- 第 8 条 補助事業者は、補助事業完了の日から 30 日を経過した日又は交付決定のあった年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第 4 号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。
- (1) 事業実績報告書（別紙 1）
 - (2) 団体宿泊証明書（別紙 2）
 - (3) 補助対象経費の領収書の写し
 - (4) スポーツイベントの実施要領、開催資料等
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- 2 第 4 条第 2 項ただし書きにより交付申請した補助事業者は、第 1 項の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場

合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(額の確定)

第9条 知事は、前条の実績報告があったときは、内容を審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められる場合に、補助金の額の確定を行い補助事業者に通知する。

- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の交付)

第10条 この補助金は、精算払で交付するものとする。ただし、知事が必要であると認めるときは、概算払で交付することができる。

- 2 規則第 15 条第 1 項に規定する補助金交付請求書は、様式第 5－1 号（精算払の場合）及び様式第 5－2 号（概算払の場合）のとおりとする。

(交付決定の取消又は補助金の返還)

第11条 知事は、補助事業者が次の各号に該当するときは、補助金交付決定の全部又は一部取消、もしくは既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。ただし、補助事業者の責に帰すべき事由でない場合はこの限りではない。

- (1) 虚偽の申請、報告又は不正の行為により、補助金の交付を受けたとき。
 - (2) その他、知事が不適当と認めたとき。
- 2 知事は、補助事業者が第 3 条第 2 項及び第 3 項の規定に該当することが判明したときは、前項の規定を準用する。

(延滞金)

第12条 補助事業者は、前条の規定に基づき補助金の返還を求められ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を、県に納付しなければならない。

(検査等)

第13条 知事は、補助金の適正な運用を図るため、必要があるときに補助事業者に対して報告を求め、又は指示し、もしくは帳簿等関係書類を検査することができる。

(消費税及び地方消費税の仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 第4条第2項ただし書きにより交付申請した補助事業者は、第8条第1項の実績報告を行った後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第6号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から適用する。
- 2 平成25年4月1日から平成27年3月31日までにおいて、すでに開催が決定している新規スポーツイベントのうち、同等の経済効果が見込まれるものとして特に知事が認めるものについては、第2条第1項第1号のア及びイの規程に関わらず補助の対象とすることができる。ただし、この場合の補助上限額については第6条第2号に規定する額の1／2とする。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日以降に申請する補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年6月19日以降に申請する補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1 トップレベルのスポーツイベントの定義

区分	大会
国際スポーツイベント	
○日本代表戦などの 国際スポーツイベント	ワールドカップ 世界選手権 国際親善試合
国内スポーツイベント	
○国内トップのスポーツイベント	日本選手権
○実業団・クラブのスポーツイベン ト	全日本実業団大会 全日本社会人選手権 各日本実業団競技連盟団体が主催する大会 各日本社会人競技連盟団体が主催する大会
○大学生のスポーツイベント	全日本大学選手権 各日本学生（大学）競技連盟（協会）団体が主 催する大会

別表2 補助対象経費、補助率

対象経費	補助率
① 施設使用に要する経費	県内施設使用料の1／2
② 運営に要する経費	広報費、警備費、機材費などの運営費の1／2 (食糧費は含まない)
③ 交通に要する経費	事業者の移動にかかる費用の1／2
④ 宿泊に要する経費	県内宿泊費の1／2（補助金額上限：1人泊1万円）
⑤ その他必要と認める経費	その他必要と認める経費の1／2

様式第1号（第4条関係）

第 号
年 月 日

佐賀県知事様

申請者 住 所
名 称
代表者名
電話番号

佐賀県スポーツイベント開催支援補助金交付申請書

下記のとおり、佐賀県内でのスポーツイベントを実施したいので、佐賀県スポーツイベント開催支援補助金を交付されるよう、佐賀県スポーツイベント開催支援補助金交付要綱の規定により関係書類を添えて申請します。

【添付書類】

- (1) 事業実施計画書（別紙1）
- (2) 誓約書（別紙2）
- (3) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額チェックシート（別紙3）
- (4) 団体等の規程・定款等
- (5) 補助対象事業の概要資料及び前回開催時の概要資料等
- (6) 前各号に掲げるものほか、知事が必要と認める書類

スポーツイベント事務担当者

職・氏名	
住所	
電話番号	
メールアドレス	

別紙 1

【事業実施計画書】

1 事業内容

イベント名	
実施団体名	
実施市町名	
実施期間	年　月　日　～　年　月　日
実施期間の のべ泊数	のべ　　人泊 (実施人員　　人、宿泊数　　泊)
観客動員見込数	
補助金申請額	金　　円

2 支出計画表

内容	内訳	金額（円）
合計		

3 収入計画表

区分	金額（円）	資金の調達先
合計		

別紙2

誓 約 書

私は、このたびの申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

1 自己又は自社・団体等の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 1の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

住所

代表者氏名

代表者生年月日

年 月 日

※氏名は本人が自署すること

県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。なお、内容確認のために佐賀県警察本部に照会を行う場合があります。

提供いただいた個人に関する情報は、佐賀県スポーツイベント開催支援補助金交付事務の目的を達成するため及び誓約事項の確認のために使用します。

別紙3

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額チェックシート

補助事業者の名称

以下の項目について、該当する□に「レ」を入れてください。

1 消費税課税事業者ですか ((1)又は(2)から一つ選択)

- (1) 課税事業者である → 2を回答
- (2) 課税事業者ではない ((ア)又は(イ)から一つ選択) → 2は回答不要
 - (ア) 免税事業者
 - (イ) 簡易課税事業者

2 当該補助事業に係る仕入税額控除の有無

(1で(1)を選択した場合、(ア)又は(イ)から一つ選択)

- (ア) 有 ((a)、(b)又は(c)の中から一つを選択)
 - (a) 交付申請書の提出時に、仕入控除税額を差し引いた補助金額で申請
 - (b) 実績報告書提出段階で仕入控除税額の対象となる消費税及び地方消費税相当分が確定するため、仕入控除税額を差し引いた補助金額で報告
 - (c) 実績報告書提出段階では、仕入控除税額の対象となる消費税及び地方消費税相当分が確定しない。
→確定後、速やかに様式第6号（第14条関係）を提出すること。
- (イ) 無 ([]にその理由を記載)

[

]

様式第2号（第6条関係）

年　月　日

佐賀県知事様

申請者　住　所
名　称
代表者名
電話番号

佐賀県スポーツイベント開催支援補助金変更承認申請書

年　月　日付け　　第　　号により補助金交付決定の通知があった佐
賀県スポーツイベント開催支援補助金について、下記の理由により事業の内容又は経費の
配分を変更し、金　　円の追加交付（減額承認）を受けたいので、佐賀県補助金等
交付規則及び佐賀県スポーツイベント開催支援補助金交付要綱の規定により、関係書類を
添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 添付書類

(1) 事業実施計画書（変更後）（別紙1）

(2) 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

別紙1

【事業実施計画書（変更後）】

1 事業内容

イベント名			
実施団体名			
実施市町名			
実施期間	年　月　日	～	年　月　日
実施期間の のべ泊数	のべ	人泊（実施人員 人、宿泊数 泊）	
観客動員見込数			
補助金申請額	金	円	

2 支出計画表

内容	内訳	金額（円）
合計		

3 収入計画表

区分	金額（円）	資金の調達先
合計		

※交付申請時の計画からの変更箇所は、朱書きで記載すること。

様式第3号（第6条関係）

年　　月　　日

佐賀県知事 様

申請者	住 所
名 称	
代表者名	
電話番号	

佐賀県スポーツイベント開催支援補助金中止（廃止）承認申請書

年　　月　　日付け 第　　号により補助金交付決定の通知があった佐
賀県スポーツイベント開催支援補助事業を、下記の理由により中止（廃止）したいので、佐
賀県補助金等交付規則及び佐賀県スポーツイベント開催支援補助金交付要綱の規定により、
関係書類を添えて申請します。

記

1 中止（廃止）する理由

2 中止の期間（廃止の時期）

3 中止（廃止）後の措置

様式第4号（第8条関係）

第 号
年 月 日

佐賀県知事 様

申請者 住 所
名 称
代表者名
電話番号

佐賀県スポーツイベント開催支援補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知があった佐賀県スポーツイベント開催支援補助事業を実施しましたので、佐賀県スポーツイベント開催支援補助金交付要綱の規定により関係書類を添えて報告します。

記

添付書類

- (1) 事業実績報告書（別紙1）
- (2) 団体宿泊証明書（別紙2）
- (3) 補助対象経費の領収書の写し
- (4) スポーツイベントの実施要領、開催資料等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

別紙1

【事業実績報告書】

1 実施内容

イベント名			
実施団体名			
実施市町名			
実施期間	年　月　日	～	年　月　日
実施期間の のべ泊数	のべ	人泊（実施人員　人、宿泊数　泊）	
観客動員数			
実績報告額	金	円	

2 支出決算表

内容	予算額	決算額	内訳
合計			

3 収入決算表

内容	予算額	決算額	内訳
合計			

別紙2

団体宿泊証明書

佐賀県知事 様

宿泊団体名	
宿泊人員	名
宿泊年月日	年 月 日

宿泊施設

所在地	
施設名	
代表者名	代表者
電話番号	

様式第5－1号（第10条関係）

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

申請者 住 所
名 称
代表者名
電話番号

佐賀県スポーツイベント開催支援補助金交付請求書（精算払）

年 月 日付け 第 号により額の確定の通知を受けた佐賀県
スポーツイベント開催支援補助金について、下記金額を交付されるよう、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県スポーツイベント開催支援補助金交付要綱の規定により請求します。

記

1 実施団体名

2 請 求 額 金 円

3 振込先

銀行名	
支 店 名	
口 座 種 別	
口 座 番 号	
口座名義人 (カタカナ)	

※請求者と口座名義人が異なる場合は別紙「振込口座申出書」を提出すること。

別紙

【振込口座申出書】

佐賀県知事 様

私に対して支払われる県費は下記の口座に振り込むよう手続きしてください。

申請者

住所			
電話番号			
団体名			
代表者名			

金融機関名	銀行・信用金庫	本店・支店
	農業協同組合	支所・出張所
	()	()
銀行番号	支店コード	
預金種別	普通	当座
口座番号	(口座番号を右詰で記入して下さい)	
口座名義人 (カタカナ)		

※ゆうちょ銀行の場合は、他の金融機関から振込を受ける際に採用するための通帳に印字してある「口座番号」を記入してください。(通帳の「記号・番号」は不可)

※補助金振込先は申請者(団体代表者)名義の口座を記入してください。

※名義人が申請者(団体代表者)と異なる場合は、以下の委任状に署名が必要です。

※氏名は本人が自署すること。

委任状	
年月日	
佐賀県知事 様	
(委任者) 団体名	
代表者住所	
代表者氏名	
私は、次の者を代理人と定め佐賀県スポーツイベント開催支援補助金の受領を委任します。	
(受任者) 団体名	
住所	
役職名・氏名	

様式第5－2号（第10条関係）

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

申請者 住 所
名 称
代表者名
電話番号

佐賀県スポーツイベント開催支援補助金交付請求書（概算払）

年 月 日付け 第 号により交付決定の通知があった佐賀県
スポーツイベント開催支援補助金のうち、下記金額を交付されるよう、佐賀県補助金等交付
規則及び佐賀県スポーツイベント開催支援補助金交付要綱の規定により請求します。

記

1 実施団体名

2 請 求 額 金 円

内訳	交付決定額	金	円
	支 付 済 額	金	円
	今 回 請 求 額	金	円
	残 領	金	円

3 振込先

銀行名	
支 店 名	
口 座 種 別	
口 座 番 号	
口座名義人 (カタカナ)	

※請求者と口座名義人が異なる場合は別紙「振込口座申出書」を提出すること。

別紙

【振込口座申出書】

佐賀県知事 様

私に対して支払われる県費は下記の口座に振り込むよう手続きしてください。

申請者

住所			
電話番号			
団体名			
代表者名			

金融機関名	銀行・信用金庫	本店・支店
	農業協同組合	支所・出張所
	()	()
銀行番号	支店コード	
預金種別	普通	当座
口座番号	(口座番号を右詰で記入して下さい)	
口座名義人 (カタカナ)		

※ゆうちょ銀行の場合は、他の金融機関から振込を受ける際に採用するための通帳に印字してある「口座番号」を記入してください。(通帳の「記号・番号」は不可)

※補助金振込先は申請者(団体代表者)名義の口座を記入してください。

※名義人が申請者(団体代表者)と異なる場合は、以下の委任状に署名が必要です。

※氏名は本人が自署すること。

委任状	
年月日	
佐賀県知事 様	
(委任者) 団体名	
代表者住所	
代表者氏名	
私は、次の者を代理人と定め佐賀県スポーツイベント開催支援補助金の受領を委任します。	
(受任者) 団体名	
住所	
役職名・氏名	

様式第6号（第14条関係）

第 号
年 月 日

佐賀県知事 様

申請者 住 所
名 称
代表者名
電話番号

消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書

佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県スポーツイベント開催支援補助金交付要綱の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金額（知事が確定通知書により通知した額）	金	円
2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税 に係る仕入控除税額	金	円・・・(A)
3 消費税額及び地方消費税の確定に伴う補助金に 係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額	金	円・・・(B)
4 補助金返還相当額（A-B）	金	円

(注) 1 別紙として積算の内訳を添付すること。

2 課税事業者の場合であっても、単純に補助金の10%相当額が消費税及び地方消費税に係る仕入控除による減額等の対象額ではない。